**平成２２年（フ）第２５号**
山口県宇部市大字西岐波1286番地11
債務者　柴原　英輔
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２２年（フ）第５２号**
山口県山陽小野田市大字郡3046番地７
債務者　丸尾しげ子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２２年（フ）第５３号**
山口県山陽小野田市大字郡3046番地７
債務者　丸尾　法明
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２２年（フ）第２０号**
香川県高松市塩上町３丁目１番19号レクシス塩上303号
債務者　三砂　将生
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第３０号**
香川県高松市高松町75番地15屋島ファミリーホーム208
債務者　清原妙子こと　姜　　妙子(旧姓高嶋)
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第４５号**
香川県高松市国分寺町福家甲3929番地２メゾン・リシェスＡ102
債務者　岩田　忠義
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第８１号**
香川県高松市郷東町16番地５テラビックハイツ303号
債務者　室津　真司
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第８２号**
香川県高松市木太町1646番地２、住民票上の住所香川県高松市由良町418番地19
債務者　若杉　和博
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２１年（フ）第１６２号**
長崎県大村市原口町1038番地原口借家２、申立時の住所長崎県大村市富の原１丁目1103番地12
債務者　森　　桂子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２１年（フ）第２２７号**
長崎県諫早市川内町137番地17　田村方、住民票上の住所長崎市城山台１丁目42番23号
債務者　岩﨑　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２２年（フ）第８号**
長崎県諫早市高来町上与114番地
債務者　馬場　英喜
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２２年（フ）第１７号**
長崎県諫早市多良見町木床813－３　セジュールＴＯＭＯ－Ｂ103、住民票上の住所長崎県西彼杵郡時津町元村郷429番地４
債務者　福田伊智朗
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２２年（フ）第２７号**
長崎県諫早市八天町21番19―202号、前住所長崎市平山町683番地
債務者　堀　潤一郎
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２２年（フ）第２８号**
長崎県諫早市中尾町４番地48、前住所長崎県諫早市真崎町1902番地１
債務者　松﨑めぐみ（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２２年（フ）第３０号**
長崎県諫早市西郷町924番地72　宮田アパート２号、前住所長崎県南高来郡愛野町甲4143番地１
債務者　原口　節美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２２年（フ）第３１号**
長崎県諫早市長野町953番地、前住所長崎県諫早市多良見町化屋297番地１　セジュールＳＹ103号
債務者　田﨑　康子（旧姓牟田口）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２２年（フ）第３２号**
長崎県諫早市栄田町１番６号、前住所長崎県諫早市湯野尾町2780番地１
債務者　西　　正美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係